

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

高齢者が安心して生活できる環境づくり事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県つくばみらい市

3 地域再生計画の区域

茨城県つくばみらい市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

人口が減少し、高齢化が進む既存地区（既存地区高齢化率：H24年25.0%、H31年32.8%）においては、身近な地域商店の減少（経済センサスによると、小売業は2007年に247事業所であったのに対し、2016年には201事業者となり、9年間で約18.6%減少）やバス路線の廃止、さらには高齢者の運転免許証返納が増加したこと等により、高齢者の生活の根幹をなす買物環境が悪化している。食料品等の生活必需品の購入が困難な状況は、高齢者が安心して生活できる環境とは言い難いため、これまで本市では、デマンド乗合タクシーの運行や宅配可能店舗の周知等の高齢者への買物支援策を実施してきた。しかし、その成果は限定的であり、その要因として、高齢者は自らの足で歩いて行ける場所において、実物を手に取り確認して購入できる買物環境を求めていることが考えられる。

さらに、高齢者が住み慣れた地域の中で、元気に安心して暮らしていくためには、買物等生活利便性の問題だけではなく、活動や交流の場の創出による高齢者の生きがいづくりが重要であるが、地域コミュニティの希薄化や引きこもりがちな高齢者の増加等により、高齢者の外出機会が減少し、活動や交流が難しい状況となっている。本市では、高齢者の外出機会を創出するため、各地区においてシルバーリハビリ体操を実施する「地域体操クラブ」や介護予防に関

する知識の普及啓発を行う「出前講座」等を実施しているが、チラシの配布や広報誌への掲載等により周知を図っているにも関わらず、新規参加者が増えない状況であり、その要因として、高齢者が地域の活動に積極的に参加したくなるようなインセンティブの付与ができていないことが考えられる。

また、高齢者の生きがいつくりのひとつとして、子どもを含む多世代との交流が挙げられるが、1世帯当たりの人員が減少（平成22年2.91人、平成27年2.71人）しており、さらに一人暮らしの高齢者の数は増加（平成30年4月680人、平成31年4月695人、令和2年4月759人）している本市においては、三世帯同居は減少し、高齢者と子どもの交流する機会が減少していることが予想される。高齢者の生きがいつくりのためには、高齢者が子どもを含む多世代と交流する場の創出が求められている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

人口減少対策が喫緊の課題となっている自治体が少なくない中、本市は、都心部から約40km圏にありながら、周辺には豊かな自然環境が残っていること、さらにはつくばエクスプレス開通によりみらい平地区の住宅開発が進んだことにより、総人口は増加している。一方、みらい平地区以外の既存地区では、人口が減少し続け、少子高齢化が進んでいる。「第2期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、平成31年4月1日現在の本市の高齢化率は26.0%であるが、みらい平地区が8.1%であるのに対し、それ以外の既存地区では32.8%と、みらい平地区と既存地区では高齢化率に大きな違いがあり、将来的には、既存地区ではさらに高齢化が進むことが予想されている。

高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていくためには、生活の根幹をなす買物に対する支援が重要であると考え、本市では、平成30年10月に、高齢者の買物環境を知るため、市内在住の70歳以上の高齢者のみの世帯全てを対象に「買物アンケート調査」を実施した。その結果、買物弱者（運転免許を持っていない、又は運転免許を持っていてもできるだけ運転しないようにしている者で、お店まで徒歩11分以上かかる者）は、70歳以上の高齢者のみの世帯の約3分の1にあたる31.5%であり、高齢者が安心して生活できる環境と

は言い難い状況であることがわかった。

また、令和元年7月に行った地方創生アンケートによると、「高齢期に期待するライフスタイル」の問いに対し、「趣味の活動をしたい」が55.6%、「スポーツや運動をしたい」が37.1%と高い割合となっており、高齢者の健康づくり、生きがいつくりに関する施策が強く求められていることがわかった。

「第2期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、安全・安心な暮らしの実現のための生活利便性の向上及び定住・交流促進のための生きがいつくりの推進が掲げられており、高齢者が安心して日々の生活を送るための買物支援等の生活利便性向上、介護予防事業による引きこもり防止も含めた高齢者の健康づくり、さらには、多世代交流等による高齢者の生きがいつくりなどを推進することにより、高齢者がまちに愛着と魅力を感じ、地域の一員として安心して日々の生活を送ることができる地域社会の実現を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
移動スーパーの利用者数(人)	0	3,000	4,000
こども食堂を利用した高齢者数 (人)	0	350	600
移動スーパーと連携する地域体操 クラブ及びサロン事業の会場数 (箇所)	0	4	2
こども食堂開設箇所数(箇所)	0	2	1

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
1,000	8,000
330	1,280
2	8
1	4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

高齢者が安心して生活できる環境づくり事業

③ 事業の内容

・「買物アンケート調査」の結果から高齢者の居住状況の分析や住民ニーズの把握等を行うとともに、市、事業者及び民生委員児童委員等の地元自治組織代表者で組織する（仮称）移動スーパー推進協議会において、課題（販売日時、販売場所、販売品目、販売経路、販売に係る苦情等）を踏まえ最適な事業展開を検討し、事業者に移動スーパー事業を委託する。

・移動スーパーが停車し販売する場所についての地域との調整を行うとともに、既存店舗になるべく影響を与えないように、販売商品が重複する店舗の近隣には販売場所を設定しないようにし、地元商店の衰退を防ぐ。

・地域の集会場や公民館等に「こども食堂」を開設し、「こども食堂」を単なるこどもの貧困対策としてではなく、高齢者がこどもを含む多世代と交流する場とすることにより、高齢者の生きがいを推進する。なお、「こども食堂」における新型コロナウイルス感染拡大防止策として、手指消毒、換気の徹底、さらにソーシャルディスタンスを保つ等の対策をとり、安心・安全な事業を展開する。

・「こども食堂」と同じ場所、同じ時間帯において「地域体操クラブ」や「サロン事業」を実施することにより、それぞれの事業に参加する高齢者が増え、高齢者の健康づくりや介護予防の充実も期待できる。

・移動スーパーの来る日に合わせ、「こども食堂」、「地域体操クラブ」、

「サロン事業」を実施することにより、参加者の増加を図り、高齢者の生きがいつくりや健康づくり、さらに介護予防の充実が期待できるとともに、移動スーパーの売上増加も見込める。

- ・「こども食堂」の食材については、移動スーパー事業者から見切り品を無償提供してもらうことにより、食品ロス解消を図るとともに、地元農家の野菜を使用することにより、地産地消を推進する。

- ・現在、「サロン事業」の一箇所で空家を活用しているが、高齢者が多く住む集落内の空家を活用しているため、高齢者にとって参加しやすく、また元々住居であったため居心地が良いということで評判が良い。そこで、市内の空家を「こども食堂」に活用することにより、新たな空家活用モデルを提示し、そこに多世代交流というにぎわいを創出することで地域活性化に繋げる。

- ・事業をPRするためのイベントを年2回開催する。2021年度については、移動スーパーで売られている食材を使用し、高齢者でも簡単にできる料理レシピの紹介や実演、さらには試食会等高齢者が楽しく交流できるイベントを開催することにより、移動スーパー利用者及びこども食堂参加者の増加を図る。2022年度については、2021年度のイベントの反響及び高齢者からの要望等を考慮し、イベント内容を決定する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

将来的に移動スーパーの売上のみで採算がとれるように、毎年度、住民ニーズ（販売場所、時間、商品等）の調査・分析を行い、その結果をもとに消費者にとって利便性の高いものに改善していくことにより、新規だけではなく継続的に利用する顧客の確保に努めるとともに、地域への広報や購入勧奨等に力を入れ、事業について周知徹底を図ることにより、着実に顧客数を増やしていき、売上の増加を目指す。

さらに、事業主体となる株式会社カスミは、当市と隣接するつくば市及び取手市において既に移動スーパー事業を実施しており、そのノウハウを活用するとともに、地域内の農家と連携した商品の仕入れを含む販売事業の仕組みを構築することにより、自立化を目指す。

【官民協働】

市と包括連携協定を締結している株式会社カスミが移動スーパーの事業主体となり、市は、事業の自立化を支援するため、市内の買物困難地域を分析し、その結果を事業者に提示するとともに、積極的に広報し、集客に努める。また、市社会福祉協議会と協働で実施する「こども食堂」、さらには市社会福祉協議会が実施する「サロン事業」と連携することにより、買物利用者並びに「こども食堂」及び「サロン事業」の参加者が増え、それぞれの事業に対する相乗効果が見込まれる。

【地域間連携】

移動スーパーは、中山間地域等での実施事例が多いが、高齢化が進展している中、都市部においても買物弱者対策が問題化しているため、都市部における移動スーパーの事例として、近隣又は類似自治体に横展開することが期待できる。また、移動スーパーの巡回場所に、隣接自治体の高齢者が買物に来ることも想定され、さらに、将来的には販売ルートに隣接自治体の地域も加えるなど、広域連携を図ることも検討する。

【政策間連携】

移動スーパー事業を買物困難地域を対象に行うことで、直接的な買物弱者対策となるほか、定期的に同じ場所に高齢者が集うことで、介護予防機能や見守り機能、さらにはコミュニティを育むサロンの役割が期待できる。

また、こども食堂と連携させることにより、多世代交流の場となり、高齢者の生きがいつくりにも繋がる。

さらに、空家を「こども食堂」に活用することにより、新たな空家活用モデルを提示し、そこに多世代交流というにぎわいを創出することで地域活性化に繋げる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度7月に「つくばみらい市まち・ひと・しごと創生有識者会

議」による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定するとともに、結果を公表する。

【外部組織の参画者】

産業界，行政機関，学術研究機関，金融機関，労働団体，報道機関，その他市長が必要と認める者

【検証結果の公表の方法】

毎年度，検証後，速やかにつくばみらい市のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 12,290 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域体操クラブ事業

ア 事業概要

地域住民の自主的な介護予防事業として、シルバーリハビリ体操指導士の主導で、シルバーリハビリ体操を行う「地域体操クラブ」を実施する。地域の高齢者が歩いて行ける範囲に会場を設定することを目標にし、現在市内 10 カ所の集会所等で実施している。市では、シルバーリハビリ体操指導士への報償と会場の借用、さらには荒天時の実施の判断等により、ボランティアの活動を支援している。

イ 事業実施主体

2に同じ。

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。